
基本構想（答申案）

序 論

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 10（1998）年に開催されたオリンピック・パラリンピック冬季競技大会を通じて、「日本の長野」から「世界のNAGANO」へと飛躍しました。以来、平成 11（1999）年に平成 22（2010）年を目標年次とする第三次総合計画を策定し、「 - 五輪の感動を未来へ - 夢きらめく 交流とやすらぎのまち長野」を目指して、市民とともに誇りと愛着の持てるまちづくりに努めてきました。

しかし、右肩上がりの経済成長時代から安定成長時代に移り、人口減少とともに少子社会の到来、三位一体の改革¹をはじめとする国と地方の関係の見直しや厳しい地方財政状況など、最近の社会経済環境は大きく変化しています。

本市では、平成 17 年 1 月 1 日に旧豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村と合併し、本市の人口は 38 万人となりましたが、人口減少に転じることで、第三次総合計画の目標人口である 40 万人と現実の人口とは、さらに開きを生じることになります。

このような状況の中で、これからの時代は、それぞれの自治体や地域そして市民一人ひとりがいきいきと元気に自立し、市民と行政が協働²してまちづくりを進めていくことが求められています。

第四次長野市総合計画は、このような新しい時代を見据え、社会経済環境の変化に的確に対応した新たなまちづくりの基本方針として、また持続的に発展していくための「選択と集中」による戦略的な施策の展開へ向けた「長野市の最高方針（最上位計画）」と位置付け、広く市民の意見を取り入れ、策定するものです。

2 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

また、本計画は、限られた行政資源を有効に活用し、最も効果的な手段を選択しながら目標を達成していきます。

(1) 基本構想

基本構想は、まちづくりの目標となる将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本方針（政策）を定めます。平成 28（2016）年度を目標とします。

(2) 基本計画

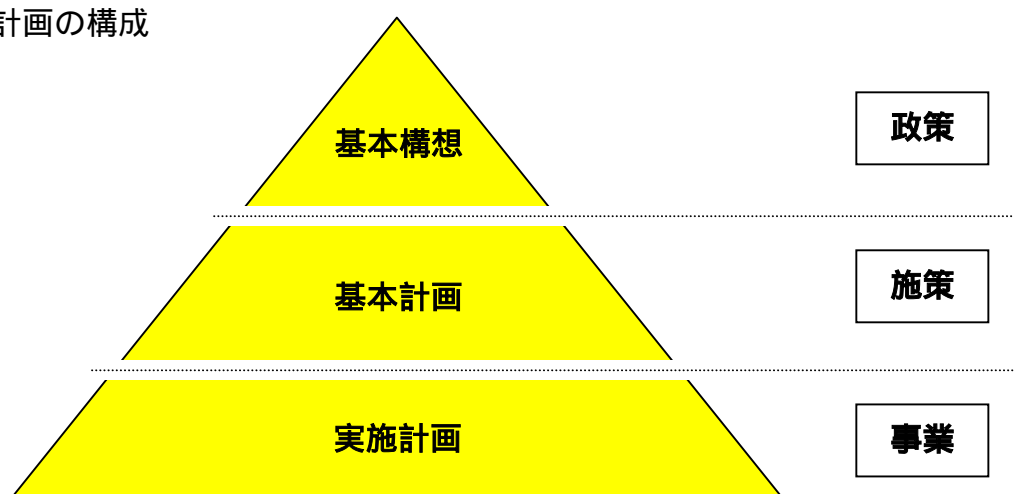
基本計画は、基本構想を実現するための基本的指針として、施策の体系

や内容を定めるものです。基本構想の目標年次までの前半5年間（平成19（2007）年度から平成23（2011）年度まで）を前期基本計画とし、今後の社会経済環境の変動を踏まえ、後期基本計画を策定します。

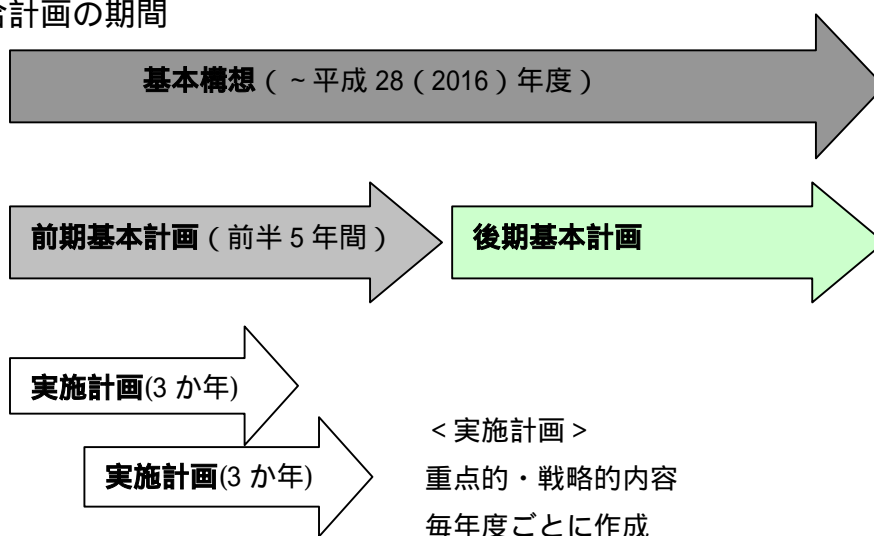
(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策の方向に従い、具体的な取組や事業の内容を定めるものです。社会経済環境の変化に柔軟に対応するため、3か年の計画とし、重点的・戦略的に取り組む内容を明らかにし、随時調整・修正を行います。

総合計画の構成



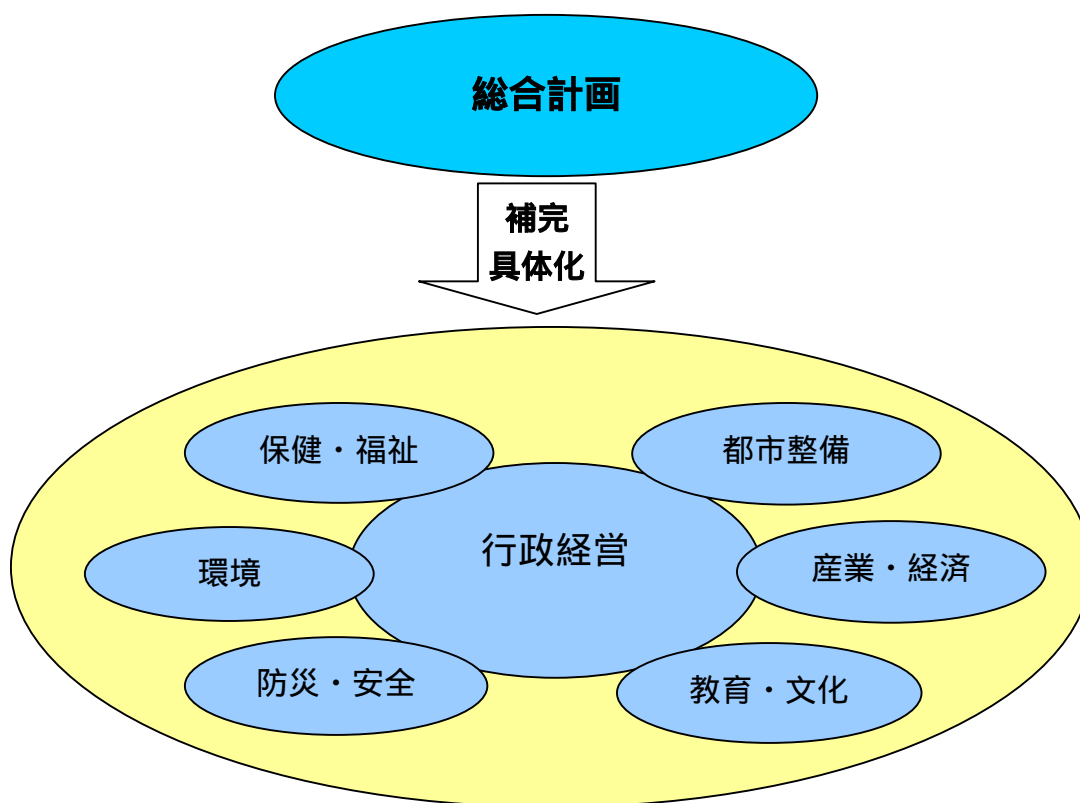
総合計画の期間



3 分野別個別計画との関係

社会経済環境の変化や、多様化する様々な市民ニーズに対応していくため、それぞれの行政分野では、マスタープラン、基本計画、ビジョンなどの各種分野別個別計画が策定されています。これらの計画は、法令上の位置付けや計画の対象者・区域・期間などは多様であり、その性格も様々ですが、それぞれの行政分野が目指すべき方向性やそのための施策体系を示すものです。総合計画を各分野において補完し、具体化していくものとしてこれらの計画を位置付け、総合計画との緊密な連携を図ります。

総合計画と分野別個別計画との関係



1 三位一体の改革

地方分権の推進に当たって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲（国税の地方税への振替え）」、「国庫補助負担金（国から地方への補助金）の廃止・削減」、「地方交付税の見直し」を一体的に行うもの

2 協働

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

目 標 編

第 1 章 まちづくりの目標（都市像）

第 2 章 まちづくりの視点（都市経営戦略）

第 3 章 基本指標

第 4 章 土地利用構想

第1章 まちづくりの目標（都市像）

～善光寺平に結ばれる～
人と地域がきらめくまち“ながの”

長野市は、四方を上信越高原国立公園をはじめとする美しい山並みに抱かれ、日本アルプスの清流を集める犀川と詩情豊かな千曲川など、四季折々の大自然の恩恵を受け、善光寺平を中心に約1,400年の長きにわたり、善光寺の門前町として栄えてきました。

また、武田信玄と上杉謙信が戦った川中島合戦場、城下町松代、伝説の里戸隠や鬼無里など全国的にも知られており、平成10（1998）年にはオリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催により、観光都市・国際都市として発展を遂げてきました。

一方、長野県の県都中核市として都市機能が集積するとともに、北陸新幹線や高速道路などの高速交通網により、太平洋側と日本海側を結ぶ交流拠点都市としての機能を併せ持っています。

多くの市民により築かれたこれらの財産を大切に、未来のまちを支える人、多彩な文化、活気ある産業を育み、豊かな自然との共生を図りながら、魅力と活力に満ちた“ながの”をこの地に結ばれる全ての人とともに創っていきたいと考えます。

そして、多様な選択肢の中から市民自らが決め、自信と勇気と責任を持って歩むことで、持続的に発展する地域を創造していく長野市でありたいと願います。

【都市像について】

～善光寺平に結ばれる～

「善光寺平」は長野盆地のことを指しますが、善光寺平の中央に位置する長野市は、中山間地域や合併地域を含むそれぞれの地域が善光寺平を介して地理的に一つに結ばれており、古来から地域間の交流が盛んで文化的な結びつきも深いことから、長野市全域の地理的・歴史的・文化的な結びつきや一体性を表現しています。また、「善光寺平」をイメージしながら、様々な「長野らしさ」を思い描いていただくことを意図しています。

一方、地方拠点都市の長野市として、人・産業・文化など、多様な活動や活力が市域を越えて「善光寺平」の“ながの”に結ばれ、互いに交流し、活気ある“ながの”でありたいという願いを表現しています。

また、長野市は広域的な地域圏の中核を成しており、「善光寺平」の拠点都市として圏域との幅広いつながりを表現しています。

人と地域がきらめく

「人」と「地域」は、人づくり・地域づくりの重要性を表すとともに、住民が主体となりいきいきとした地域を創っていく都市内分権の考え方や多軸的なまちづくりを表現しています。

「善光寺平」で表現される「長野らしさ」と、「人」「地域」の単語は、魅力ある元気な長野市を創っていくための要素として、第四次長野市総合計画を貫くキーワードになっています。

第2章 まちづくりの視点（都市経営戦略）

第1章に掲げるまちづくりの目標を効果的に達成するために、「まちづくりの視点」を3点掲げます。

これらは、都市経営の観点から資源を最大限にいかし、住む人（市民）の力をまちづくりに向けて自発的・相乗的に発揮していくための視点となります。

また、同時に、本構想後段の「まちづくりの基本方針編」で示す行政経営の方針や各分野別のまちづくりの方針を包括的・横断的に貫く方向付けでもあります。

視点1【パートナーシップによるまちづくり】

全ての分野において市民が意欲的にまちづくりに参画し、市民と行政が協働で創る“ながの”

市民と行政がそれぞれ適切な役割を担ってまちづくりを進めるため、市民が主体的にまちづくりと向き合える環境づくりが必要です。

このため、市民はまちの主人公との認識に立ち、まちづくりに参加する市民の「やる気」を支援していきます。また、個人やコミュニティ・NPO等と行政がお互いの持てる力と役割に応じて分担・補完しあい、対等の立場で協働できるまちづくりを推進します。

視点2【「長野らしさ」をいかしたまちづくり】

「長野らしさ」をいかし、「地域」¹の魅力とそれを支える「人」の力でいきいきと発展する“ながの”

**歴史・文化・自然など大切なものをいかし、住んで誇れる地域づくり
魅力をみがき、人をひきつける、訪れてみたくなる地域づくり**

少子・高齢化や都市間競争などを踏まえ、今後もいきいきとした“ながの”であるためには、自ら誇ることができる地域、また、市外からも訪れてみたい、住んでみたいと感じられるような、魅力的な地域づくりを進める必要があります。

このため、善光寺をはじめとする歴史や文化、豊かな自然、オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピック開催の体験、素朴で温かい人やまちの風情など、“ながの”の良さを大切にするとともに、その要素を地域づくりにいかしながら、様々な場面で「長野らしさ」が感じられるまちづくりを推進します。

また、地域の魅力をみがくことで信頼される“ながの”ブランドを築き、これを基盤として観光や産業をはじめ多様な分野で地域外の人、文化、情報などと交流を図り、

その活力を引きつけ、地方拠点都市としての存在感を確立します。

このようなまちづくりに向けて、『地域』の魅力と、それを見つめ支えようとする『人』の力を継続的に発揮できるように取り組んでいきます。

視点 3 【健全で効率的な行政経営】

**民間活力の導入や絶え間ない改革を推進し、効果が最適で最大となる行政経営を行う
“ながの”**

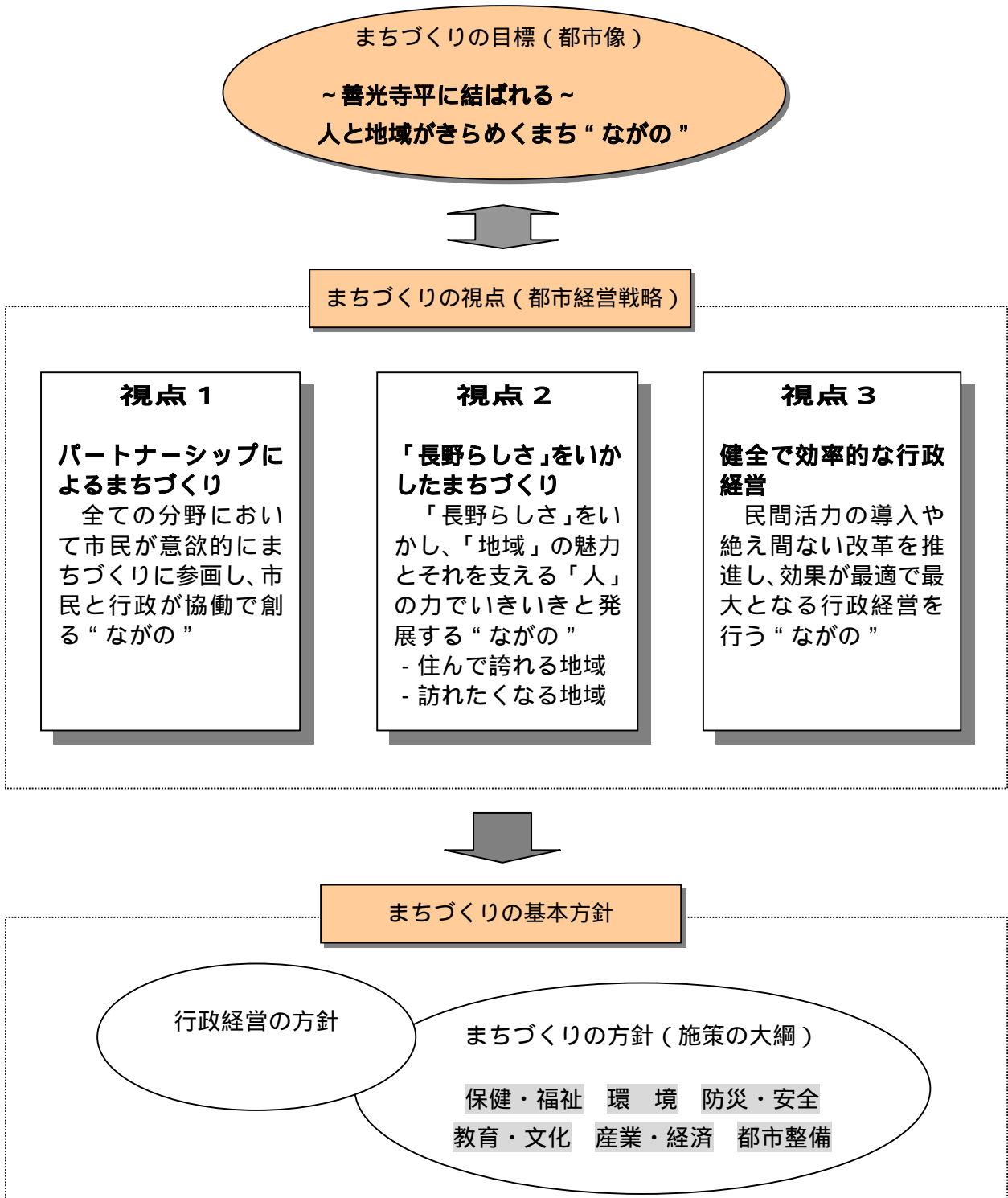
新しい時代のまちづくりを推進するために、行政自身が新しい力、新しいやり方を取り入れ、従来の発想を転換していく必要があります。

このため、民間活力を必要な分野に効果的に導入していきます。また、行政のスリム化や効率化など常に業務を見直し健全財政の維持を図るとともに、最小の費用で最大の市民満足の達成を目指します。

1 地域

地域には、日常生活圏や行政区など身近な範囲としての小地域、また、それらが共通する環境や地理的要因などにより相互に関連して一体性を持つ中地域、さらに、より広く長野市全体のような大地域がある。地域の定義はその使い方や目的によって多様であり、第四次長野市総合計画では、小地域 中地域 大地域のように密接につながり、相互に関連し合うそれぞれの地域すべてを含めた概念を「地域」と総称する。

<まちづくりの視点の展開図>



第3章 基本指標

1 定住人口等

(1) 定住人口

目標年次（平成 28 年）における長野市の推計人口 36 万 4 千人

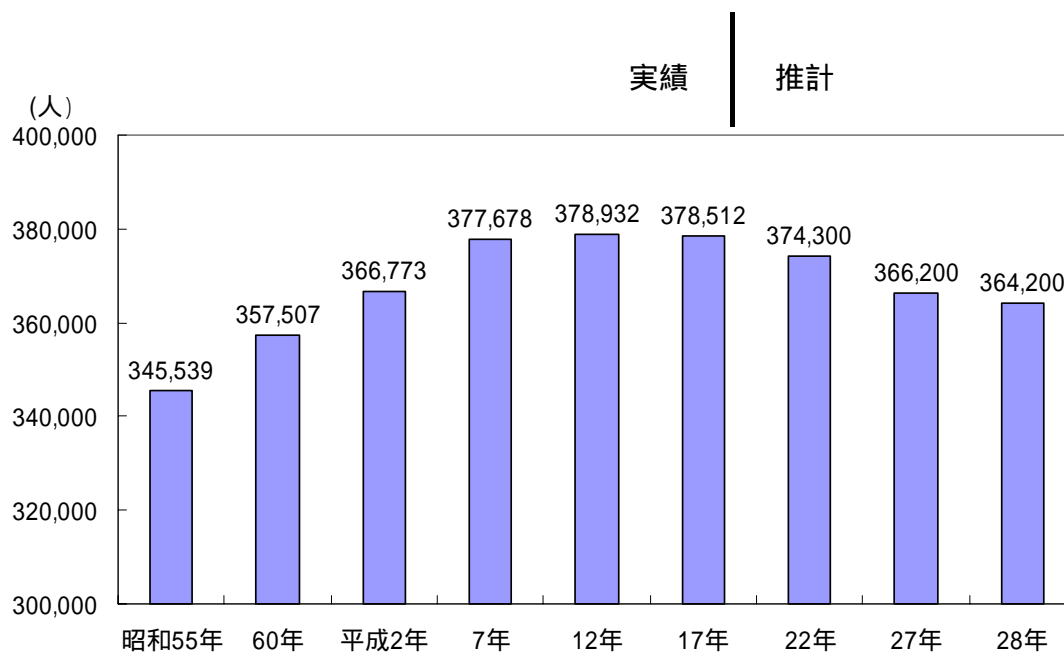
日本の総人口は減少傾向にあり、本市の定住人口も少子・高齢化の進展による自然増減(出生数 - 死亡数)の減少と、近年の転出超過傾向による人口流出により、平成 17 (2005) 年に減少に転じ、以降減少が続くと予測されます。

今後、この状況で推移すると、総合計画の目標年次である平成 28 (2016) 年には 36 万 4,000 人程度の人口になると推計されます。

本市は、県都、長野広域圏の拠点都市としての役割を担っていることから、活力に満ちた都市を形成していくことが求められています。

このため、産業・雇用の創出や都市と自然が調和した住みやすく魅力あるまちづくりを進め、人口の流入と定着を促進するとともに、少子化対策の推進により出生数の増加を図り、推計値を上回る定住人口の確保を目指します。

長野市の定住人口の推移



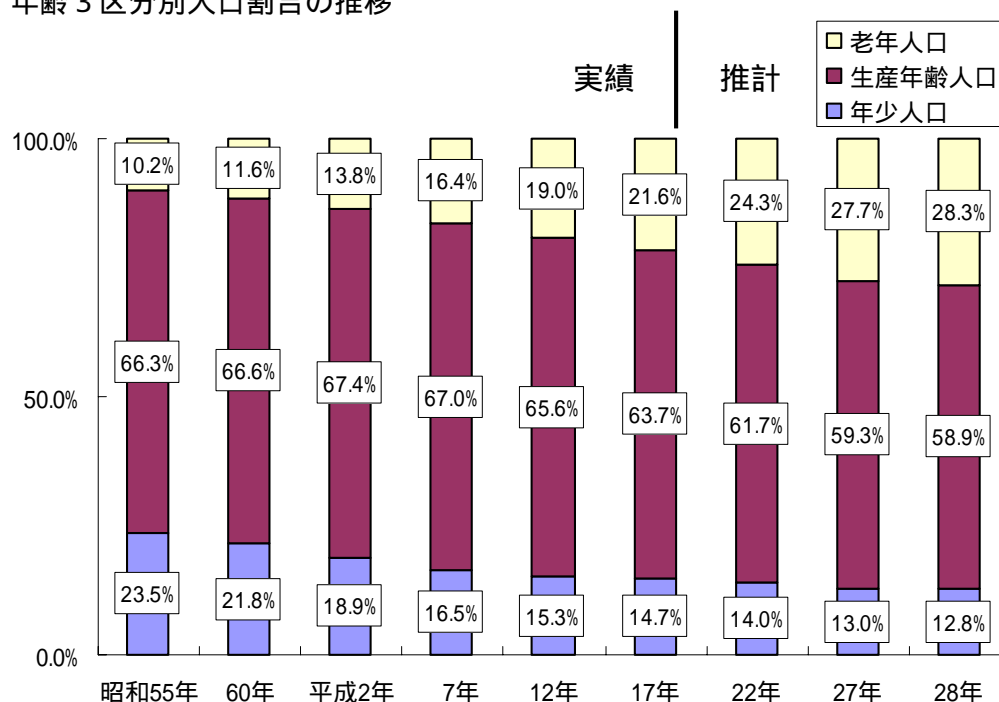
(注) 平成 12 年以前の長野市の人口は、旧長野市及び旧合併 4 町村の人口の合算値
資料：平成 17 年までは総務省「国勢調査」、平成 22 年以降は長野市企画課推計

(2) 年齢別構成

ア 年齢3区分別人口割合

平成 28 (2016) 年における年齢3区分別人口割合は、年少人口 (0 ~ 14 歳) が 12.8%、生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) が 58.9%、老年人口 (65 歳以上) が 28.3%となる見込みで、少子・高齢化が一層進行することが予測されます。

年齢3区分別人口割合の推移

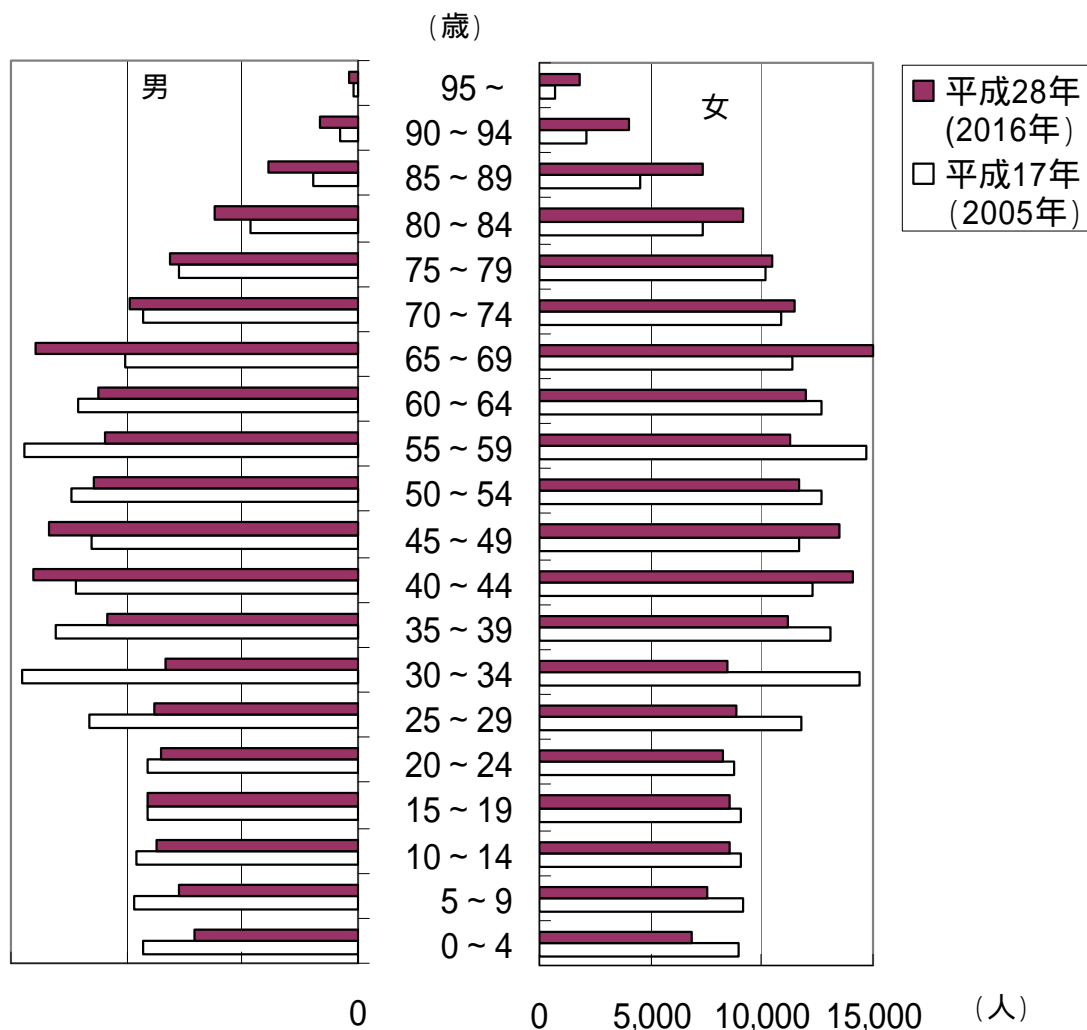


(注) 平成 12 年以前の人口割合は、旧長野市及び旧合併 4 町村の人口の合算値
資料：平成 17 年までは総務省「国勢調査」、平成 22 年以降は長野市企画課推計

イ 男女・5 歳階級別人口

平成 28 (2016) 年の男女・5 歳階級別人口を平成 17 (2005) 年と比較すると、35 ~ 39 歳以下のすべての年齢階層で男女ともに減少し、逆に 65 ~ 69 歳以上のすべての年齢階層で男女ともに増加する見込みです。

平成 17 (2005) 年と平成 28 (2016) 年の人口ピラミッドの比較

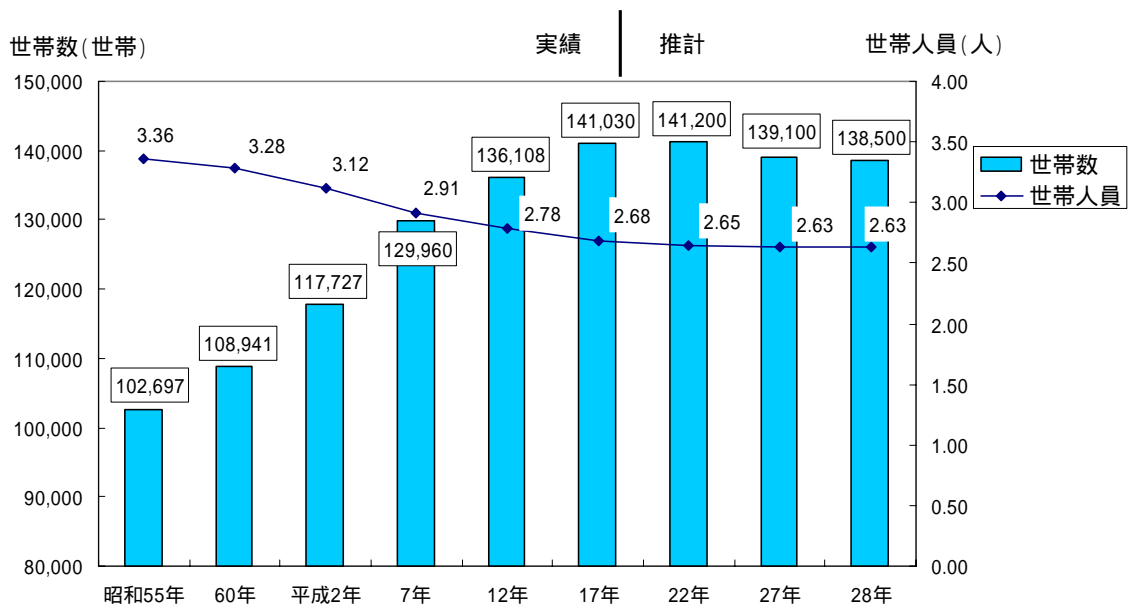


資料：平成 17 年は総務省「国勢調査」、平成 28 年は長野市企画課推計

(3) 世帯数

本市の将来世帯数は、核家族化等の進行に伴う一世帯当たりの人員の減少により、平成 22 (2010) 年まで増加を続け、以降人口減少に伴い減少に転じ、平成 28 (2016) 年には、世帯数が約 13 万 9,000 世帯となり、一世帯当たりの人員は 2.63 人となる見込みです。

世帯数の推移

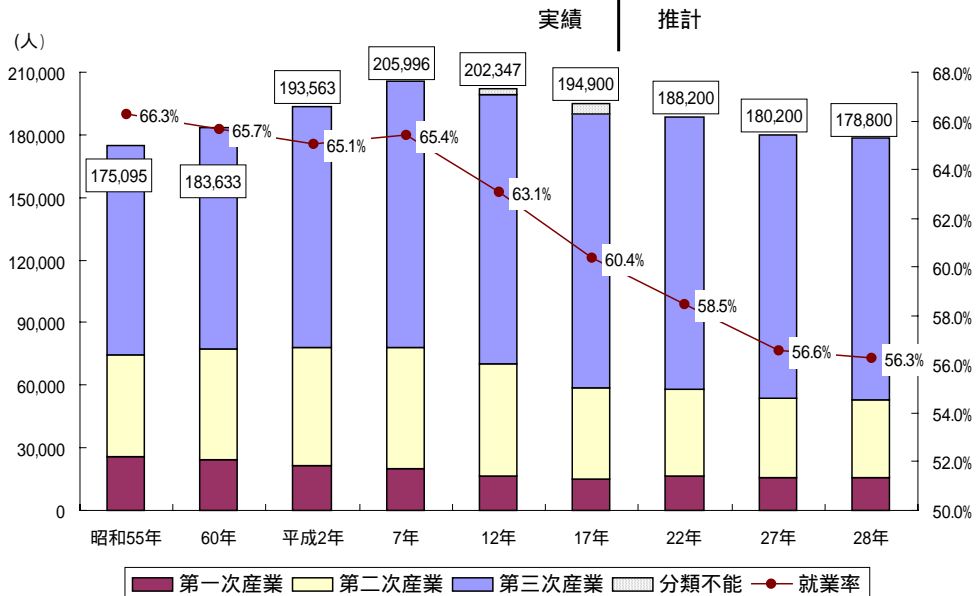


(注) 平成12年以前の世帯数は、旧長野市及び旧合併4町村の世帯数の合算値
資料：平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年以降は長野市企画課推計

(4) 就業人口

本市の就業人口は、生産年齢人口の減少に伴い、平成12(2000)年から減少傾向にあり、平成22(2010)年以降も減少が続くと予測され、平成28(2016)年には、総数約17万9,000人、就業率56.3%となる見込みです。

就業人口の推移



(注) 平成12年以前の就業人口は、旧長野市及び旧合併4町村の就業人口の合算値
資料：平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年以降は長野市企画課推計

定住人口・世帯数・就業人口の詳細数値は、資料編に掲載しています。

2 交流人口

本市は、多くの文化財・史跡をはじめ、国立公園を含む豊かな自然にも恵まれ、これまで多くの観光客や旅行者を迎えてきました。

近年では、高速交通網の整備やネットワーク化、個人の価値観の変化や情報化の進展により、観光交流における人々の行動は広域化・多様化しています。また、北陸新幹線の延伸による都市間の競合や、少子・高齢化による定住人口の減少など、社会や経済の状況も大きな転換期にあります。

このような中、いきいきとした元気なまちであり続けるためには、まちの魅力を高め、外から訪れる人を増やし、賑わいや活力を向上させていくことが更に重要になります。今後は団塊の世代¹の動向や、スローライフ²に代表される自然志向、ゆとりや自分らしさを求める生き方などにも注目し、交流の新たな価値を提案するとともに、“ながの”の魅力を効果的に伝えていくことも必要です。

本市では、より多くの方に“ながの”を訪れ、楽しみ、心に刻んでいただけるよう、訪れる人々が新たな発見や感動を見つけられるまちづくり、自らも誇れるまちづくりを推進し、交流人口の一層の拡大を目指します。

また、この結果が本市の産業・経済とまちの活性化に幅広く寄与することを目指します。

このため、今後も観光・コンベンションを軸としながら、学術やスポーツ、文化・芸術、産業、イベント、都市農村交流など、各分野において多様な交流を図り、交流人口の継続的な増加に向けた取組を推進します。³

さらに、長野の個性を伸ばすため、同じ目標や強みを持つ都市間の連携も図ります。

1 団塊の世代

1947～49年生まれの世代を指す。

2 スローライフ

早さや便利さとは違い、ゆったり・ゆっくりした時間や生き方を持つライフスタイルのこと。

3 交流人口の継続的な増加

交流人口には多様性があるため、本市では観光・コンベンションを主体として、幅広く本市を訪れる人々を含むものとする。なお、年間の交流人口は、代表的指標として使われている市内の主な観光地利用者数を指標とする。

第4章 土地利用構想

土地利用構想は、平成12年策定の「第二次長野市国土利用計画」の内容や、社会経済情勢、本市の土地利用の状況、国・県等の土地利用施策の動向、関係法令等を踏まえた、今後の本市の適正な土地利用を促進するための基本的な方針です。

1 土地利用の現況と課題

(1) 面積の状況

ア 土地の利用区別面積（平成18年4月現在）

土地の利用区分	面積（ha）	構成比（％）
農用地	8,266	11%
森林	45,636	62%
原野	532	1%
水面・河川・水路	2,664	4%
道路	2,854	4%
宅地	6,111	8%
その他	7,788	10%
市域全体	73,851	100%

イ 関係法令に基づく計画区域面積（平成18年4月現在）

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域の面積(ha)
都市計画法	都市計画区域	21,541（市域の約29％）
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	37,856（市域の約51％）
森林法	地域森林計画対象民有林	34,506（市域の約47％）
自然公園法	国立公園区域	10,204（市域の約14％）

(2) 現況と課題

市民共通の生活・生産基盤であり、限られた資源である土地については、市民の理解と協働のもと、公共の福祉を十分に考慮し、長期的視点に立って利用を進める必要があります。

人口減少や少子・高齢化の進展により、社会経済活動の拡大や都市化の必要性は従来より緩やかになると予想される中、今後の自然的土地利用¹（農地・森林・原野等）から都市的土地利用²（住宅地・商工業用地等）

への転換は、土地需要等を考慮して計画的かつ慎重に行う必要があります。中心市街地の空洞化が進む一方、商業施設等の郊外化が進展しており、農地と市街地、地域間等のバランスを考慮した、秩序ある土地利用を進める必要があります。

本市域の中で大きな面積を占める森林や中山間地域は、環境保全や水源涵養に重要な役割を果たしています。このため、農地や森林等の保全を図り、国土の安全性を維持・向上していく必要があります。

本市域の美しく豊かな自然環境を、将来に向けて保全・継承するため、土地利用に当たっては、自然環境との共生や調和を図る必要があります。

2 土地利用の基本理念

緑豊かな自然と美しい山並みに抱かれた本市は、同時に、長野県における政治・経済の中心拠点として多様な都市機能を有しています。

また、国内有数の古い歴史を持つ善光寺をはじめ、松代や戸隠などの歴史的・文化的資源にも恵まれています。

こうした地域特性に加え、人口減少や少子・高齢化等の社会構造の変化、土地利用上の課題等を踏まえ、本市においては以下に掲げる基本理念に基づき、調和のとれた土地利用を目指します。

< 基本理念の視点 >

社会構造の変化等を踏まえた、開発型から保全型への土地利用の転換
災害に強いまちづくりを目指した土地利用の推進
自然環境の保全に配慮した土地利用の推進

< 基本理念 >

(1) 地域の特性をいかした土地利用

身近な生活圏を中心とした拠点地域づくりと、それらを公共交通ネットワーク等で結び、相互に機能分担する、コンパクトなまちづくりを推進することにより、外延的な市街地の拡大を抑制し、適正な土地利用を図るとともに、農業の生産基盤である優良農地の維持・保全を図ります。

歴史的風土の保全や、周辺環境と調和した良好な景観の形成など、地域の特性をいかした土地利用を推進します。

(2) 安全で安心できる土地利用

農地や森林等の持つ国土保全機能の維持・向上を図り、国土の安全性を高めます。

河川改修や災害対策の実施など、災害に強いまちづくりを目指した土地利用を推進します。

(3) 人と自然が共生する土地利用

上信越高原国立公園などの自然公園をはじめとする、美しく豊かな自然環境の保全を図ります。

3 地域別土地利用の方向性

地域の自然的・社会的条件、土地利用規制の状況、利用区分別の土地利用の方向性等を踏まえ、市域を大きく3つの地域に区分し、秩序ある土地利用を推進します。

(1) 市街地地域（市中央部の平坦地域のうち、市街化が進展している地域）

ア 地域全般

住宅地・商業地・工業地などの適正な配置と誘導により、快適な生活環境の確保と機能的な産業基盤の形成を図ります。

人口構造やライフスタイルの変化に応じた住宅地の供給や、生活基盤の整備等による良好な居住環境の形成を図ります。

既存の公共施設などの有効活用を図ります。

交通の円滑化や歩行者等の安全に配慮した、幹線道路や生活道路の整備を推進します。

河川空間の活用や公園等の緑化を推進し、ゆとりある都市空間の形成を図ります。

イ 中心市街地（長野地区・松代地区・篠ノ井地区の中心市街地地域）

魅力ある商業環境や利便性に優れた居住環境の整備により、賑わいのある都市環境の形成を図ります。

歴史・文化をいかした景観の形成や、水と緑を取り入れた街並みづくりなど、美しく潤いある都市空間を創造します。

歩行者等の安全性・快適性に配慮した都市空間の整備を推進します。

(2) 田園・中山間地域

ア 田園居住地域（市中央部の平坦地域のうち、農地や集落の混在地域）

まとまりのある優良農用地の確保や、農地の有効利用を促進します。

また、遊休農地の解消を図ります。

既存集落内の居住環境を整備するとともに、周辺の農地等における無秩序な土地利用転換を抑制し、適切な土地利用の誘導を図ります。

河川や用水路等の改修・整備により、浸水等の災害防止を図ります。

イ 中山間地域（市西部及び南東部に広がる中山間地域）

担い手や営農組織の育成等により、耕作放棄地の増加防止を図ります。

森林の適切な整備・管理により、災害防止、水源涵養、自然環境の保全を図ります。

生活基盤の整備や空き家の有効活用等により、定住人口の増加を図ります。

河川改修やため池の整備等により、地域の防災性を高めます。

市街地への利便性や地域間の連携、防災性等を考慮した道路整備を推進します。

自然環境や農林産物等を活用した、市民の憩いの場、自然体験の場としての土地利用を図ります。

(3) 自然環境地域（自然公園をはじめとする、良好な自然環境に恵まれた森林・原野・河川等の区域）

貴重な自然環境を形成している原野等における、生態系の維持や景観の保全を図ります。

森林区域内の宅地開発等については、適正な規制を図り、周辺環境と調和した秩序ある土地利用を誘導します。

貴重な自然や景観の保全に十分配慮しながら、市民や観光客が豊かな自然と親しめる場としての土地利用を図ります。

1 自然的土地利用

農地・森林などの農林業的土地利用に、自然環境を保全していくべき原野・河川などの土地利用を加えたもの

2 都市的土地利用

住宅地・商工業用地・道路など、主として人工的施設による土地利用

まちづくりの基本方針編

第1章 行政経営の方針

- 1 行政経営の方針【行政経営分野】

第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）

- 1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち
【保健・福祉分野】
- 2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち
【環境分野】
- 3 より安全で安心して暮らせるまち
【防災・安全分野】
- 4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち
【教育・文化分野】
- 5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち
【産業・経済分野】
- 6 多様な都市活動を支える快適なまち
【都市整備分野】

第1章 行政経営の方針

【行政経営分野】

1 行政経営の方針

本市を取り巻く社会経済情勢や行財政の変化の中において、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、限られた「行政の経営資源」¹をより効率的かつ市民本位に活用し、これからのまちづくりを進めるための方針を、ここに掲げます。

この方針は、第2章のまちづくりの方針（施策の大綱）を推進するための基本的な方針でもあります。

1 役割分担と協働によるまちづくりの推進

市民・地域・関係団体・行政等が果たすべき役割分担を明確にし、それぞれの協働²によるまちづくりを推進します。

市民に向けて分かりやすく透明性を確保した行政情報を提供し、施策形成の過程から積極的に市民が参画できる環境を整備します。

2 地域の個性をいかした住民自治の推進

市民や地域の自らの選択・決定・責任による、地域社会の形成に向けた活動を積極的に支援します。

3 地方拠点都市としての先導的役割の充実

国・県からの権限や財源の移譲を促進し、中核市³制度の一層の充実と地方分権の推進を図り、地方自治の自主性と自立性を高め、市民生活に密着したまちづくりを推進します。

増大する広域的な行政需要に対応するため、各市町村と協力・連携のもと、広域行政の充実・強化を図り、効率的な事務処理や住民サービスの提供を進め、長野地域広域市町村圏⁴全体の発展を目指します。

観光・経済・文化等多岐の分野にわたり、広域的な都市間の連携と交流を深め、互いの特性をいかし合い、活力あるまちづくりを推進します。

4 行政改革の推進と効率的な行財政運営

民間活力の積極的な活用や一層の行政改革を推進し、効率的な行政運営による小さな市役所の実現を目指します。

受益者の公平で適正な負担と財源の安定的な確保を図り、効率的な配分による健全な財政運営を推進します。

5 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

市民ニーズや行政課題に即応できる組織体制の充実や人材の育成等を積極的に進めるとともに、市民に提供するサービスや事業の成果を検証し、その結果を重視した、市民の視点から満足度を高めていく行政経営を推進します。

1 行政の経営資源

行政が持つ、人的資源・物的資源・情動的資源などの行政活動を行うための資源のこと。

2 協働

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

3 中核市

人口 30 万人以上の都市を対象として、政令指定都市に準じた事務権限を都道府県から移譲された市のこと。

4 長野地域広域市町村圏

一体的な日常社会生活圏を形成している地域で、現在、長野市を含む 3 市 5 町 3 村の 11 市町村で構成されている。

第2章 まちづくりの方針（施策の大綱）

【保健・福祉分野】

1 健やかに暮らし認め合い支え合うまち

まちづくりの方向性

急速な少子・高齢化の進展、世帯構成の変化、都市化や過疎化などによる社会構造の変化に伴い、人間関係の希薄化が進む地域社会や家庭において、認め合い地域で支え合うことで、一人ひとりが安心して自立した暮らしを営めるとともに、健やかに暮らせるまちを目指します。

<この分野全体に共通する施策の視点>

すべての人がお互いの人権を尊重する社会の形成

互助の精神に満ちた活力ある共生社会の形成

いきいきと豊かに暮らせる健康づくりの推進

地域での支え合いのための総合的な支援体制の整備・充実

1 安心して子育て・子育てができる環境の整備

地域・事業者・NPO¹・行政等との連携の推進により、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

仕事と子育ての両立支援など、多様なニーズに対応した子育て・子育て支援を推進します。

2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成

高齢者が住み慣れた地域で、認め合い支え合いながら暮らせる環境づくりを推進します。

保健・医療・福祉の各分野の連携を強化し、高齢者の多様なニーズに対応した総合的なサービスを受けられる体制づくりを推進します。

高齢者が、自らの生きがいづくり・健康づくりに取り組み、それぞれの持てる力に応じて、市民としての社会的役割を積極的に果たせる環境づくりを推進します。

3 自分らしく生きられる社会の形成

障害のある人とない人との相互理解のもとに、障害者自らが社会の中で、自分らしく生きられる環境づくりを推進します。

だれもが地域で自立し、安心した生活が営める環境と支援体制の充実を図ります。

4 安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

市民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚と、生涯にわたって自ら健康の保持・増進に取り組める支援体制の充実を図るとともに、食品・医薬品等の生活衛生対策を推進します。

安全で信頼できる医療環境を整備するとともに、医療機関等との連携を推進し、だれもが安心して医療を受けられる体制の充実を図ります。

5 人権を尊ぶ明るい社会の形成

すべての人が人間として尊重され、あらゆる差別のない明るい社会の実現を目指します。

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

1 NPO

「非営利組織 (Non Profit Organization)」の略。市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法 (NPO法) により認証されたものを特定非営利活動法人 (NPO法人) という。

2 豊かな自然環境と調和した潤いあるまち

まちづくりの方向性

地球温暖化対策として温室効果ガス¹の削減が急務となっており、地球規模での様々な環境問題への取組が求められている中において、市民・事業者・行政のパートナーシップ²により、豊かな自然環境を保全し、限りある資源が循環する、環境に調和した長野らしいまちを目指します。

<この分野全体に共通する施策の視点>

豊かな自然と調和し、共生するまちづくり

市民の環境に対する意識の高揚

市民・事業者・行政が一体となった協働³体制の推進

家庭や地域における環境に対する取組の推進

1 豊かな自然環境の保全と創造

市民・事業者・行政が一体となった地球温暖化対策を促進します。

家庭・学校・地域等における環境教育や環境学習の充実により、市民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚を図ります。

次の世代に継承したい自然環境を保全・創造するとともに、多様で豊かな生態系の維持を図ります。

2 資源が循環する環境共生都市⁴の実現

家庭や事業所等での省エネルギーの促進を図るとともに、新エネルギー⁵等の活用による、自然環境と共生する都市の実現を目指します。

ごみになるものを減らし、繰り返し使えるものは使い、資源として再生利用する取組（3R）を通じた、持続可能な資源循環型社会の実現を目指します。

3 良好な生活環境の形成

不法投棄の未然防止を図るとともに、周辺環境に配慮した適正な廃棄物の処理を推進します。

生活型公害⁶の監視・指導により、市民生活における身近な生活環境の保全を図ります。

安全でおいしい水の安定的な供給を図るとともに、全戸水洗化を目指した公共下水道等の普及を推進します。

自然環境や風土と調和した緑化・親水空間の創造を図ります。

1 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素やメタン等のガスのこと。

2 パートナーシップ

立場の異なる組織や人同士が、対等かつ自由な立場で、明確かつ共通する目的のために結ばれる信頼関係のこと。

3 協働

市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

4 環境共生都市

人が多様な自然や生物と共に生きられる環境への負荷が少ない都市

5 新エネルギー

自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効使用する新しいエネルギーのことであり、具体的には太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス・エネルギー等がある。

6 生活型公害

近隣騒音・生活雑排水による河川・湖沼の汚染等の都市活動や生活に密接に関係する公害のこと。

3 より安全で安心して暮らせるまち

まちづくりの方向性

災害や犯罪等が多発し社会不安が広がる中において、市民の生命・財産を守り、だれもがより安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の実現を目指します。

<この分野全体に共通する施策の視点>

市民・地域・事業者・関係機関・行政の相互連携による防災・防犯の取組の推進

災害や犯罪等に対する備え、知識・危機意識の共有

1 災害に強いまちづくりの推進

地震や風水害等の災害に関する具体的なデータの開示など、適切な判断材料の提供により、市民の防災意識の高揚を図ります。

市民・地域・事業者・関係機関・行政が適切に役割を分担し、効果的な学習・訓練を実施して、総合的な防災体制を整備します。

災害の未然防止に向けて、治山・治水対策、都市排水対策¹を推進します。火災や事故に迅速かつ的確に対応するため、消防・救急・救助体制の充実を図ります。

2 より安心して暮らせる安全社会の形成

交通安全教育や交通安全対策の推進により、交通事故のない安全なまちの実現を目指します。

市民の防犯意識の啓発・高揚を図り、地域ぐるみの防犯対策を推進して、犯罪の起こりにくいまちの実現を目指します。

消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図り、消費者の安全を確保します。

この学習・訓練には、各地区ごとに想定される具体的な災害への対応を予め定め、それに基づくものを含む。

1 都市排水対策

市街地の雨水を排除する排水路や雨水を一時的に貯留する雨水調整池等の整備

4 心豊かな人と多彩な文化が輝くまち

まちづくりの方向性

少子・高齢化、核家族化や都市化などの社会環境の急速な変化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化し、コミュニティ¹の重要性が高まる中において、健やかで人間性豊かな人材の育成と地域に息づく多彩な文化の形成を目指します。

<この分野全体に共通する施策の視点>

だれもが自由に学びあい創造することができる環境の整備

いきいきとした豊かな人づくりの推進

連携と交流による地域の特色をいかした教育・文化の充実

1 次世代を担う人材の育成と環境の整備

次世代を担う子どもたちの個性を伸ばし、心の優しさと豊かな感性を培い、自律心や創造力を育む多様な教育を展開します。

関係機関や関係団体と連携し、個々の児童・生徒の様々な能力や適性に応じた支援体制の充実を図ります。

国際化や情報化などの社会情勢に適応した教育環境を整備します。

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域の連携と交流の推進により、子どもたちを育てていく環境を整備します。

2 豊かに学びあう社会の形成

だれもがいつでも自由に学びあうことができる学びの場や機会の充実により、生涯学習環境づくりを推進します。

学びの輪の広がりによるいきいきとした地域づくりを促進し、生きがいにつながる生涯学習社会を目指します。

3 ゆとりと潤いを感じる多彩な文化の創造と継承

一人ひとりが文化・芸術を身近に感じることができる文化的風土の醸成を図るとともに、市民の主体的・創造的な芸術文化活動を促進します。地域の伝統文化や文化財を市民参加により保存し、将来へ継承するとともに、その積極的な活用を促進します。

4 躍動する生涯スポーツの振興と競技力の向上

だれもが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを推進します。高いレベルのスポーツ活動に触れる機会を拡充し、競技スポーツを振興することにより、市民のスポーツへの関心を高め、競技力の向上とスポーツ人口の拡大を図ります。

5 地域から広がる国際交流の推進

市民の国際感覚・理解を深め、世界の人々との一層の交流を図るとともに、多様な文化が共生できる環境づくりを推進します。

1 コミュニティ

同一地域内に居住する人々が、自主性と責任に基づいて生活のあらゆる分野にわたって共同する地域社会のこと。

5 いきいきと産業が育ち賑わいと活力あふれるまち

まちづくりの方向性

人口減少社会を迎え、都市の持続的な発展のための活力あるまちづくりが求められている中、自然や田園が豊かで歴史が息づく地方拠点都市としての立地や特性をいかし、産業の各分野において“ながの”ならではのオンリーワンを絶えず模索しながら、地域経済の牽引役となるいきいきとした産業の振興を目指します。

<この分野全体に共通する施策の視点>

商業・工業・農業・林業・観光の各分野での連携や融合

地域資源や特性をいかした地域産業のブランド化¹

社会や経済の変化に対応した産業の高付加価値化²への取組

起業や開拓を志す新たな担い手の支援や地域産業を支える先導的な人づくり

産業の育成による地域雇用の確保

1 賑わいと活力を生む観光・コンベンション³の推進

善光寺・松代・戸隠などそれぞれの地域において、歴史や自然、文化をはじめ独自の魅力や観光資源をいかし、繰り返し訪れてみたくなる地域づくりを推進します。

周辺市町村とも連携しながら、北信濃エリアを中心とした滞在型・域内周遊型観光への転換を図ります。

観光・コンベンションの振興により、地域の人々や様々な産業と連携して幅広い地域経済の活性化を図ります。

2 活力ある農林業の推進と中山間地域の活性化

農業の担い手確保や高付加価値化を推進し、地域の農業経営の確立と安定化を目指すとともに、消費者ニーズや市場の需要と結びついた活力ある農

業を推進します。

元気な中山間地域の創造に向けて、地域の特性をいかした産業づくりや活性化対策を推進します。

市域の大きな面積を占める森林資源を保全するとともに、市民に身近な森林づくりを推進します。

3 特色ある産業の集積と工業の高付加価値化

地域の産業力を高めるために産学行連携⁴の取組を進め、新技術等の研究・開発や製品の高付加価値化の支援により、創造力と技術力をいかした特色あるものづくりと産業の集積化を推進します。

製造や物流等の企業立地に加え、都市型産業⁵を含む企業誘致を積極的に推進し、地域経済の安定と雇用の確保を図ります。

4 魅力と賑わいあふれる商業の振興

中心市街地における商業の活性化とまちづくりとの一体的な取組により、市民に親しまれ、“ながの”を訪れる人にもアピールする魅力と特色のある商空間づくりを推進します。

消費者ニーズや時代の変化に対応できる力強い商業への転換を支援します。生活圏を中心とする地域商業の活性化を図ります。

5 人材の育成と雇用機会の確保

技術や技能の修得・継承、職業能力の向上等を通じて、人材の育成と活用を図ります。

安定した社会づくりに向けて高齢者・女性・若年者などの就業を支援し、雇用を促進します。

1 地域産業のブランド化

産業の各分野において長野の持つ特徴（長野らしさ）を追求し、個別の製品や生産物、サービス等を特定の方向に特化する過程を通じて、選ばれる信頼力を獲得していくこと。

2 高付加価値化

既存の製品や生産物、サービス等の持つ一般的な価値に対し、マーケット（市場）に訴える機能や品質の高度化、他の分野との連携等を通じて、物やサービスの価値を高めること。また、ある特定の分野や産業そのものの持つ潜在力を向上させること。

3 コンベンション

会議・集会・大会・展示会・見本市等、特定の目的で多数の人が集まること。付随して人・物・情報等の交流がある。

4 産学行連携

企業・大学等の学術機関・行政機関・公的試験研究機関等が共同研究等で連携し、新たな技術やノウハウを製品化や産業化に結びつける取組

5 都市型産業

情報サービス・IT（情報技術）・デザイン・教育・企画など、大きな生産設備を持たずに生産性をあげている業種のこと。

6 多様な都市活動を支える快適なまち

まちづくりの方向性

緑豊かな自然と都市機能を併せ持ち、個性的な地域が連なる本市においては、効率的で機能的な都市整備を行いながら、各地域でいきいきと生活できるまちづくりを行うとともに、地方拠点都市“ながの”としての多様な交流や魅力と賑わいのある快適なまちを目指します。

<この分野全体に共通する施策の視点>

まちの個性、魅力を引き出す施策の展開

市民・事業者・関係団体・行政のパートナーシップ¹によるまちづくりの推進

地域の特性をいかしたコンパクトなまちづくり²の推進

1 いきいきと暮らせるまちづくりの推進

都市の活力や個性を代表する「顔」として、人々が集い、歩いて楽しめる、多機能で魅力ある中心市街地の再生を図ります。

身近な生活圏を中心とした拠点地域づくりと、それらを公共交通ネットワーク等で結び、相互に機能分担するコンパクトなまちづくりを推進します。ユニバーサルデザイン³を取り入れた、暮らしやすく利用しやすいまちづくりを推進します。

地域の特性をいかした良好な景観の形成を図ります。

2 まちを結ぶ快適なネットワークの形成

地域の実情に合わせた公共交通システム⁴の構築を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮し、公共交通機関や自転車の利用を促進します。

道路交通の円滑化を図るために都市機能を支える体系的な道路網の整備や市民生活に配慮した安全な道路整備を推進します。

だれもが高度情報通信サービス⁵を受けられることができる環境づくりを促進します。

1 パートナーシップ

立場の異なる組織や人同士が、対等かつ自由な立場で、明確かつ共通する目的のために結ばれる信頼関係のこと。

2 コンパクトなまちづくり

市街地の外延的拡大を抑制し、適正な土地利用を図りながら、各拠点に都市機能を集積し、身近な生活圏を中心とした拠点地域の形成を図り、それらを公共交通等で結び、相互に機能分担する、都市構造を集約化したまちづくりのこと。

3 ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢等に関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり
・ものづくり・環境づくりを行っていこうという考え方

4 公共交通システム

公共交通機関（バス・軌道交通）等の機能強化による利用しやすい移動手段としての公共交通体系の整備

5 高度情報通信サービス

A D S L ・ 光ファイバ ・ 無線 L A N ・ 携帯電話等が連携した情報通信基盤を通じて提供される、先進的情報技術を利用した電子申請 ・ 電子商取引 ・ 遠隔医療等のサービス